

美保神社青柴垣神事のディテール

— 伝承と記録とのほざま —

原 宏

島根県八束郡美保関町美保関に鎮座する美保神社（旧国幣中社、現神社本庁別表神社）の春の例祭は、古くは「三月祭」と称し、三月三日の神事を俗に「御船神事」といつた。これは、「霜月祭」の「中之午日」に行なわれる「あり船」の神事とともに、神事やがて例祭であり、「両度ノ大祭礼」と称された。とくに三月三日の神事は「年中之大祭礼ニシテ嚴重之儀式」とうたわれたのである。

現行の四月七日の青柴垣神事は前者に相当し、十二月三日の諸手船神事は後者に相当するが、両神事ともに執行の基幹部分は、当屋（頭屋）制度の厳修によって支えられている。

本稿では、青柴垣神事において、一の当屋・二の当屋が拝殿で奉幣する奉幣鉾（御布鉾）の問題を中心に、この神事の一面面を考察したいと思う（両当屋は、一の神主さん・二の神主さんと通称されている）。

奉幣鉾は単に御鉾ともいい、御梓の字をあてることもあったが、この奉幣鉾に取り付ける幣布を「御鉾布」という。奉幣鉾には「目当」と呼ぶ黒く塗った紙の小旗を結ぶが、これは「招旗」とも書か

れているので、招ぎ代であることが分かる（大正七・大正十三）。「美保神社私祭詳解原稿」（以下「原稿」と略記）には、次のように記載されている。

（宋点、以下同じ）
 ・次二奉幣鉾 [ウゴコ] 布鉾 ・二本
 金色 裏渦雲 目當 紙にて包

〔ウゴコ〕布は ……ウゴコ布幣長七尺五寸を二枚宛
 純麻製 朱黄染め）
 ・鉾の長サ七尺余り
 ・大祭當日拝殿にて両當屋この鉾を捧げて奉幣をなす最も大切な幣「鉾」なり
 （船下作）

・この小旗を目當といふ、（意義不明）
 荒ぞ
 ・地を墨にて塗り 紋は白く染抜く
 ・奉幣鉾の正面 大辰の足の残り 半枚「にて作」
 に結付く （船下作）
 ・二枚 ・横二寸五分 堅三寸位

『美保神社私祭詳解』（以下『詳解』と略記）でも大同小異で、次のように記載されている。

○奉幣 銚 [ウゴコ] 二本

・裏面の
紋渦雲
・紙にて包む
〔この小幡目當〕

〔図 65〕

・ウゴコ布は
純麻製に
て朱ホー染
ウゴコ布幣長サ七尺五寸を二枚
銚の長サ約七尺位

○右は大祭當屋^{（マデ）}拜殿にて此銚を捧げて奉幣をなす
隨一の大切なる幣銚なり

○目當〔奉幣銚の正面に結ぶ小幡〕

・〔目當と名づく意義不明〕

・紐ヌ

〔図 66〕

・地を黒く塗りて
紋を白く染出す
〔裏渦雲〕
・大龍の足の残り
半枚にて造るを
慣例とす

・横二寸五分、堅三寸位、二枚

右の資料のうち、『詳解』の分が和歌森太郎『美保神社の研究』（一八〇～一八一ページ、原色口絵第65図・第66図）に紹介されているので、本稿では「和歌森の原色口絵第65図の原図がここに描かれている」という意味で、〔図65〕というように略示した。

和歌森は同ページの頭注〔三五〕で、次のように解説している。

もとは、各頭家に小忌人、供人を世話する月經のない老婆がいたがこの女が正月五日朝から一日かかつて機織りして布を織つた。その布を用いた。今はこの銚は神社から下がる。

この老婆は「もゞ」、「むゞ」、「婆母」、「祖母」、「老人之女」、「頭屋二抱候婆々」、「老女」などの字があてられていた。大正五年の神事式改正による「青柴垣神事次第」では、行列次第（参向）に小忌人に付き添う「供人」と「老女」の記載が見られる。和歌森が注記したように、奉幣銚の布は旧正月五日に調製したものである。

『原稿』によれば、「○役人揃へ「旧」正月十一日昼」のところ（貼下○これより青柴垣神事なり）で、「○此式より蒼柴籬神事（大祭）なり」としたうえで、次のような頭注を施している。

旧時は旧正月五日

御銚布 壹反

〔ホコ旗 七尺五寸ヲ二枚〕を調製せり

古来よりこの御銚布壹反ハ一日の中に仕上ぐるを例として数人の手により荒苧より麻を、紡ぐつむぐ人、乾かす人、織る人等分業にて一日中に織上げたるものなり

一、負棒の緒〔小忌人用〕 七尺

〔白木綿〕

一、シトジ 四寸五寸

〔白木綿 餅を受ける白布〕

一、餅切 耆尺八寸

〔白木綿 餅を切る白布〕

以上をこの日製せり

『詳解』でも同じように、「○蒼柴籬大祭」の冒頭の「○役人揃

へ」の頭注に、次のように記している。

○旧時八旧正月五日御鉾布（うぶこぬの）壹反をこの壹日中に織上げたり、古来より鉾布壹反ハ此日の中織上ぐるを例とし数人合寄り麻を紡むぐ人、乾す人、織り上ぐる人、等分業して一日中に調製なしたり

・鉾旗七尺五寸を二枚）
・負棒の緒 七尺

・〔小忌人用 白木綿〕

・シトジ 四尺五寸

・〔餅を受ける布、白木綿〕

・餅切り 壹尺八寸

・〔餅を切る布、白木綿〕

以上も此日調製せり

・両當屋にて行ふなり

右の注記の中で、「負棒」については後で触れるが、「シトジ」には疑義を感じていた。この言葉は聞いたこともないし、また餅搗きのときに見たこともなかった。古老に質問しても不明であった。

次に「負棒」についてみると、『原稿』に四月五日夜の「習幣式〔習始〕」の項に、次のような記載がある。

・小忌人 〃 坂殿行列の型

・タシヤに負はれる仕方の稽古

・棒鼻婦人手傳ふ

・負棒二本 白木綿

・當屋よて造る

〔図 103〕

長サ二尺位

横木〔桐材〕にも白木綿を巻く

先ツ タシヤ負棒を背に掛く

・小忌人かつきを「冠り」（貼紙下袴）両足を稍や擴げて負棒に上り、

・タシヤの額を両手にて抱く〔かつぎ〕被衣〕は白綾絹

にして襟の上部に金色の蝶を附く〕

・棒鼻婦人は小忌人の足元に氣を配りて粗相無きを期す

・小忌人 タシヤに負はれたる図

〔図 104〕

・白足袋 わらじ

・棒鼻婦人丸鬘、黒紋服
に両側に附添ふ

また、『詳解』でも同じような記載が見られる。

○小忌人坂殿行列の型

・〔坂殿行列の際の當知りに負はれて参加する仕方の稽古なり〕

古なり）

・棒鼻婦人手傳ふ

・負棒

〔二本〕

〔図 103〕

踏木の長
サ式尺位

・當屋にて造る 踏木〔横木〕は桐材にて白木綿にて巻く

・先ツ當知負棒を（後首より負木綿を前に廻し両手を通して）腰の辺に下る位に肩に掛く

・次に小忌人被衣を冠り両足稍や擴げて負棒〔踏木〕に上り、當知の額を両手にて抱く

○被衣は白綾織にして襟に〔最上部〕金色折蝶を

つける

- ・棒鼻（婦人二人 黒紋付、丸鬘、角隠し）は足元に氣を配り粗相無きを期するなり

○小忌人の當知に負はれたる図

（図104）

・この両側に棒鼻 婦人附添ふ

・図は大祭参加の繪にして会所にては「わらじ」を履かず

以上、引用した部分から、さらに「負棒（踏木）」ないしは「負棒の緒」と「シトジ」とについて、もっと詳しく検討してみたい。そのためには、もと正月五日（旧曆）に御銚布一反を織り上げていたということをもっと掘り下げてみなければならぬ。

私は、本誌前号で「美保神社の未公刊資料について」という論文（『山陰地域研究（伝統文化）』第一号、三七〜五一ページ、昭和六十年三月、島根大学山陰地域研究総合センター）を発表した。そのとき、取り上げた資料「當社三月祭禮兩當屋銚物色敷扣覺」（以下「扣覺」と略記）について、若干の解題を記し、全文復刻のうえ、三〇項目について注解・評釈を試みた。

「扣覺」は、二月十九日の人分けに始まって、粉碎き・祝儀（いか・こんぶ・御酒・芋汁）・餅振舞い・おけどの神事・食振舞い・鳥作り・籠作り・紙細工・籠の口とり・御供餅搗き・下もり・さがもる（り）・御供はえ・刀取り・練り初め・おふみの宿・才の潮掻き・棧敷破り・御船組み・抜解奏の神事などを記述し、最後は三月四日の長柄の銚子による御酒振舞いとなっている。おおむね、日程の進

行に沿って行事内容を記している。

ところで、この「扣覺」の冒頭の部分、正確には表紙裏に、次のような記載が見られる。籠作りの項で「おやこ布之儀、上紙二書付置」と注記されたのが、この部分である。

一、おやこ布之儀、此所へ出ス

正月之内ニむろしハ、芋をうきそ迄へ、正月中ニおり立申候、

其長サ十尋斗、九尋余り、おり濟

二月、二夜三日ごもりニ、宮ニ當屋のも成ルものは染ル

（染める長サ四尺尋、五尋立チ、そふニ赤ク染ルなり、夫右

當屋ニ、二月廿日過キ廿三四日ニ、五尋染候布ニ尋半は、小

二ツニ立、それを三ツニおりて、なうい方ヲ前、ミちかい方ヲ

向ニおやこ二本ニ付、目當入ル

五尋取残り之布、當神主之あとす一足分取、御子へ遣シ仕立

ル、其残ハ、とうしらのもり木のたせきニするなり

御銚布は(一)十尋ほどの麻布を織り、(二)まず五尋を蘇芳染めにして御銚（奉幣銚）二本に付ける布にする。(三)残りの五尋から當屋神主の「まとうす」（襪）一足分を取って御子（巫女）が仕立て、さらに(四)その残りを「とうしら」の「もり木」の襷にするというのである。

ところで、「寛文十庚戌改帳御祭礼年中行事」（以下Aと略記）を見ると、御銚布については正月には記事がなく、二月二十八日の項に「同日ニ御ほこ布五尋赤く染式本ニ付也」と記されている。また

別項の「頭屋ニ入物之事」の条に「すまやノ帯ニ布尋壹尺但とうしろ取」、「神主しとうづノたひ壹そく但大市取」として、別途に用意することになつていたことがわかる。「すまやノ帯」とは頭知の相撲に用いる下帯のことである。「とうしろ」、「とうしろ」は現在の「たっしや」、「たっしやさん」というのにあたる。「たっしや」は「當為知」をあてているが、一般には「達者」と書くことが多い。大市云々は、両当屋神主（一の当すなわち大御前之当屋神主と二の当すなわち二ノ御前之当屋神主）の下沓の足袋一足を巫女衆の筆頭家大市（奥市）が仕立てることである。

そこで、まず「あとうす」、「しとうづ」から見えていき、「もり木」については後で触れることにする。

前掲の『詳解』の「役人揃へ」の条の頭注の御鉢布云々については、同書の巻尾を見ると、「老上番、心控への手記にして意義不明の箇所又ハ判讀なしがたき箇所等あるも現在ノ上進番中に傳はれる記録物として唯一のものなり、この外上番福田卯助の手記せる小冊子（マ）に存せるも大同小異のものにして又重腹（マ）不明多く割愛せり」という注記を添えたうえで、次のような記載がある。

○祭典式一切。〔参考の古記録〕

○〔雲津梅之助藏〕 原書の通り

○但 大御前の式次第

○旧正月五日

・ 一御鉢布	壹反
・ ホコ旗	二ツ
・ 「ライボ」ノ緒	七尺
〔負樺ノ緒〕	

・ 「シトジ」 〔餅を受ける白布〕 四尺五寸
・ 餅切 〔餅ヲ切る白布〕 壹尺五寸
・ 貳丈八尺
(後略)

この「参考の古記録」というのを素材にして、先に引用した頭注の「シトジ 四尺五寸」・「餅を受ける布、白木綿」という記事が作られたものであろう。しかも、昭和十三年当時、もはや記録の意味さえ不明で解釈不能となつていたのである。

当時、上番（上官）（じょうかん）の古参順筆頭であつた雲津梅之助や『詳解』の著者たる野村憲治（五松）はもちろん、当時の人々にはもはや不明の語彙であつたのであろう。あるいは、奉幣鉢（布鉢）の布すなわち御鉢布を作るときに、一緒に作つていた当屋神主の「しとうづ」が「餅を受ける布」としての「シトジ」というような転用の時期があつたのかもしれない。しかし、現在ではそれさえもなくなり、実体はもちろん名称さえも記憶・伝承から消えてしまつてゐる。

近世においても変化があつたし、とりわけ明治以降においては、祭礼の衣装・調度・献立など、あるいは呼称などの変化・推移が部分的に見られ、「しとうづ」用の白布も履物の変化によつて、その原義さえも忘失されてしまつたのである。ちなみに横山家（横屋）（よこや）には白麻布製の「しとうづ」が保存されているのを実見した。

**

次に、「とうしらのもり木のたきき二するなり」という「もり木」について考察を試みることにしたい。

『原稿』では「タシヤ」の注記を次のように掲げている。

當地方の方言に健かなるを（「タシヤナ」と呼べり即ちタシヤは専ら大祭時に小忌人を背負ひて坂殿行列に参加するの役目なるを以て壮年の男子を選べり案するに強壯なる男子の意かまた、次のような頭注も加えている。

又一説に曰くタシヤは〔當知り〕と書き兩當屋の當選を當屋に知らする〔達する〕によりこの語ありと

『詳解』にも同趣の記述が、次のようになされている。

○當地方の方言に壯健なるを（「たしやふ」と呼べり當知りは専ら大祭当日小忌人を背負ひて坂殿行列に参加するの役目なれば屈強の男子を選べり案するに壯者の意か

○一説に曰く〔たしや〕は當知りと書き兩當屋に當指を急報するを以て〔達する〕此名ありと

いま、ここでは詳述は避けておくが、本誌前号で指摘したように、タシヤあるいはタツシヤは、おそらく「當為知」の原義がなまったものであろう。

さて、「もり木のとまき」は「負棒の緒」（「ライボ」ノ緒）のことであり、負い棒を小忌人が踏まえて背負われるので、「踏木」とも書かれているが、この「もり木」についてもつと検討してみよう。

まず、『広辞苑』（第三版、岩波書店）によれば、「おいぎ」

【負木】は「駕籠」のなかつた慶長以前に、女が人に負われる時に腰をかけた木」と解説しているが、「踏木」を「足を乗せておく木」で、とくに機織りにおいて緯糸を通すときに経糸を上下させて、杼口を作るために足で踏む木を言うとしている。

『国語大辞典』（第一版、小学館）によれば、【負木】を「近世初期、駕籠が一般人の乗用を許される前、女性が人の背に負われる時に腰かけた木。二段になった横木に腰と足を乗せ、うしろ向きに背負われた」と説明している。

「守木」については、『国語大辞典』は「身を守り支える木。つえ。」とだけ記しているが、『広辞苑』には「背に負うた子を腰かけさせる木」と説いて、『太平記』第二十五巻から「六尺三寸の太刀を守木に成し鎧武者を鎧の上に搔い負うて」という部分を用例として引いている。これをもう少し詳しく見ると、次のような一文である（日本古典文学大系『太平記』二、岩波書店）。

（前略）安田彈正走寄テ、「何ナル事ニテ候ゾ。大將ノ腹切所ニテハ候ハヌ者ヲ。」ト云テ、己ガ六尺三寸ノ太刀ヲ守木ニ成シ、鎧武者ヲ鎧ノ上ニ搔負テ橋ノ上ヲ渡ルニ、守木ノ太刀ニセキ落サレテ、水ニ溺ル、者數ヲ不知。（後略）

「もり木」について、視覚的に確かめるには画証を得なければならぬ。試みに岡見正雄・佐竹昭広編の『標注洛中洛外屏風上杉本』（昭和五十八年、岩波書店）を見ると、肩車に乗せたり、背負ったりしている風姿はあるが、「もり木」の使用例は見当たらない。もっとも武士らしい主人夫婦の家来とおぼしい男が白の衣被の少女を肩車にしている姿が一例だけある。徳大寺殿のあたりであるが、男は裸足で腰に刀を差して、両手は胸のあたりで少女の足を持っているので、「もり木」も刀も使っていない。

しかし、絵巻物を見ると、『北野天神縁起』第四巻・第八巻で最も明確に読み取ることができる。これは、『日本繪巻物全集』8（昭

和三十四年、角川書店）、『新修日本繪巻物全集』9（昭和五十二年、角川書店）、『日本繪巻物大成』21（昭和五十三年、中央公論社）に
よることができるが、澁澤敬三編著『繪巻物による日本常民生活繪
引』I（昭和四十年、角川書店、一六八・一六九ページ。昭和五十

九年の澁澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所編『新版繪巻物による日本常民
生活繪引』I（平凡社）では一七八・一七九ページ）には、「132抱
く・背負う」、「133背負う」という見出しのもとに「もり木」に関
する部分模写と解説とがなされている。すなわち、132は「刀を腰の
支えにして背負っている。人を背負う場合は支えるものを持つのが
普通であった」とし、刀を横にして支えにし、衣かぎの女性を背
負っている男性の図が描かれている。頭には侍烏帽子を頂き、裸足
である。133は「男が女を背負っている。腰に支え棒をもっており、
女はその上に足をのせて負われている」図と並べて、「女が子供を
背負っているが、これは肌の子を負い、その上に着物を着ており、
後年の子守風俗に通ずる」図も示している。支え棒を横にして、女
を背負っている男は草鞋に狩衣の姿である。つまり、『北野天神縁
起』は鎌倉時代の初期、承久元年（一一一九）の作と考定されている
が、これには女を背負う男の姿体として、棒を横にして支えにしてい
る場合と刀を横にして支えにしている場合との二例が描かれている
貴重な画証として、特記すべきものといえることができる。

ところで、角川書店版・中央公論社版の双方に早くから関わりを
もち、とくに中央公論社版の『日本繪巻物大成』に一貫して監修役
をつとめてきた宮本常一は、配本のたびに社会的、民俗学的視点
に立つ解説を連載していた。それに加筆訂正したうえで、晩年に事

実上の遺著となった『繪巻物に見る日本庶民生活誌』（中公新書、
昭和五十六年、中央公論社）を公刊した。小冊とは言え、優れた
示唆に富む名著であると思う。同書に「女を背負う」という項目を
設けて、次のように説いている（四三〜四四ページ）。

「北野天神縁起」は承久元年（一一一九）に描かれたとある
から、鎌倉初期の作である。菅原道真死後三百年あまりのこと
になる。公家生活の有職故実については平安時代のものを忠実
に再現しているようであるが、民衆の生活については、この繪
巻の描かれたころの風俗が多分に写實的に描かれているように
思う。このことは、想像だけで描いたのなら見落とすような習
俗が巧みにとらえられていることで推定できるのである。

巻四に、九州へ流される道真を見送る人びとの姿が描かれてい
るが、その中に衣被きかぎの女を背負った男の姿が見える。男は腰へ棒
を横にあて、両端を両手で持ち、女はその棒に足をのせ、うずま
って男の肩に手をかけている。巻八では、男が女を背負うのに棒
を持つていなかったもので、刀を代用している。男が女を背負うと
きは、この時代にあつてはこのようにしたものようである。

なぜ棒の上に足をのせて背負わなければならないかについては明
らかではないが、このような風俗は、秋田県雄勝郡地方では、天明
五年（一七八五）ごろまで嫁入りの習俗として残っていた。菅江
真澄の書いた遊覧記「小野のふるさと」の三月二十五日の条に
「新金谷村の近所で嫁入りがあるというので見にいった。婿の家
のあたりに小宿といって、とくに設けた人の家にはいることがある
が、そこで一のもりという男が迎える女を背負う習俗がある。も

り木は五色の紙よりで結んであり、このもり木をとりなおし、左右の手に持つのも、天地和合などといって、持ち方にきまりのあることである。男がもり木を嫁の尻にあてて、小宿に負って入っていた。そのあと婿の家まで、嫁をこうして負って行くならわしになつていくという。」〔東洋文庫『菅江真澄遊覧記』1〕

これは興味ある記述であるが、他の地方にこのような習俗の残っていることを確かめていない。

〔原宏注——「三月」とあるのは宮本の誤りで、原文によれば「卯月」のことである。〕

菅江真澄の日記は逗留記の体をなす旅日記であり、『菅江真澄遊覧記』とも通称されるが、その中の「小野のふるさと」の巻で、天明五年（一七八五）、出羽国雄勝郡滞在中の「きさらぎ」廿日「ある郷」の条と「卯月」廿五日「（新金谷村の）ちかとなりの邑」の条とに「もり木」の登場する婚礼の習俗の見聞を記録している。

この記事には、柳田國男も早くから目にとめていた。そして、大間知篤三との共著『婚姻習俗語彙』（昭和十二年、昭和五十年復刻版、国書刊行会）の中で「五、嫁入行列」に「ハナウマ」（二八ページ）、「七、中宿」に「コヤド」（四四ページ）の項をあげて、「守木」、「もり木」に触れている。すなわち、次のような解説である。

ハナウマ 常民の花嫁は、近世は馬に乗せて送るのが田舎の風であつた。「百年前までは東北では、守木もりぎといふ木の背負子に載せて負うて行つた。江戸にも今少し前までは其習ひがあつた」。下野那須地方の嫁入行列は、花馬と稱して嫁を馬に乗せ、サキウさきう

マと稱して仲人の女房の乗つた馬が其前に行き、其他は迎へに來た聲も仲人も皆あるいた。同勢は普通七人であつたといふ（郷土史話）。

コヤド 甲州では嫁入の時に、途中花嫁の親分又は知人の家に立寄つて、そこで衣服を改めることにして居る村がある。之を小宿又は中宿とも謂ふ（甲斐の落葉）。菅江真澄翁の旅行記にも、羽後の雄勝郡で、もり木をもつて負ふて來た嫁を小宿に入れるところが記されて居る（山野やまののふるさと）。

この菅江真澄の「小野のふるさと」については、前出の口語訳による『菅江真澄遊覧記』1（東洋文庫54、内田武志・宮本常一編訳、昭和四十年、平凡社）と『菅江真澄全集』第一巻（内田武志・宮本常一編集、昭和四十六年、未來社）とによることができるので、念のために両書から「もり木」に関する部分を煩瑣をいとわず、次に掲げることしよう。

二十日二十日 ある村で婚礼の行事があつた。まず、むこがねのもり木といつて、二尺あまりの勝軍木ぬるぐのき（ウルシの類）の両端を紙で包んで白木の台にのせた。また女の家からも同じものを持つてきて、おのおの二本ずつ四本を合わせ、こちらの木とあちらの木を一本ずつとりかえて帰る。このよめの帯をしている尻に、かのもり木をあてて、またすす、くく、いいといつて五尺余りの織目の荒い布を嫁の肩からかけて、背負うときに用いる。このやり方はみな、ふだん幼童を背負うときもしている。また婿の家から庭むじろ一枚だし、女のほうからも、むしろ一枚を持ちだして、むこのむしろを上うへに、嫁の

むしろを下に敷くのがふつうであるが、これを女のほうでは嫁のむしろを上にしようと腕まくりしてひっぱり、争いをする。女のむしろが上に敷かれるのを、一人前の男の恥と言いなしていた。小刀などをもって、むしろ二つを貫くと、敷きかえることのできないならわしであるという。このもり木は家にしまっておき、その人が亡くなつて茶毘ただひにふされるとき、骨をあつめるさいの箸にする習慣があるという。

(四) 二十五日 新金谷村の近所で嫁入りがあるというので見に行った。むこの家のあたりに小宿といつて、とくに設けた人の家にはいることがあるが、そこで一のものという男が迎える女を背負う習俗がある。もり木は五色の紙よりで結んであり、このもり木をとりなおし、左右の手に持つのも、天地和合などといつて、持ち方にきまりのあることである。男がもり木を嫁のしりにあてて、小宿に負つて入れていた。そのあと婿の家まで、嫁をこうして負つて行くならわしになっているという。柳田村に着いた。

廿日 (卯) ある郷に妻むかふるのわざしたり。まづ、むこがねの毛利〔守り〕木とて、二尺あまりの勝軍木スルチノキの、もと末を紙につゝみてしら台にのせ、又女の家よりも持来て、かく二もとづつ四もとを合て、こなたかなたへ、一もとづつとりかへてかへる。此よめをおび出たるしりべたに、かの、もり木をあてて、すくひとて五尺あまりのあらたへの布を、よめの肩よりかけて、おふたよりとせり。こはみな、つねのわらはおふにもせり。むこの家より庭一ひ

ら出し、女のかたよりもむしろ一ひら持出て、むこのむしろを上に、よめのむしろをしたつかたにしくは例のことなるを、これをあらそひて、女のかたよりは女のむしろをうへにしてんと、まくり手にひこしるび、あらがひせり。女のむしろうへにしかるゝを、いみじき男のはぢにいひなせり。小刀などもて、むしろ二をさしつらぬけば、しきかふわぎのならざりけるならばしなりとぞ。此もり木はにしき木にて、又よめおふときのしら布をすくひとて、かならずもて渡るは狭布のほそ布ならんか。みちのおくの圍ちかければ、かかるためし、おもひあはしたり。はた遠きむかしは、このくにもみちのおくといひたれば、さもあらんか。ぬる手はわきて楯のいろふかければ、錦ともいはんか。此もり木をひめおき、其人身まかれば煙として、しら骨あつむるときの箸となしけるためしとなん。

(卯) 廿五日 ちかとなりの邑に、よめいりすといふに見にいきたり。むこがねの辺に小宿とて、人のやに入ることあるに、一のもりといふ男、むかふ女をおふ。もり木は五色のこうより〔小撚〕もてゆひで、此もり木をとりなをし左右の手に持も、天地和合などといひて、手のわざ、ゆへありけることにこそあなれ。例のもり木を女のしりへにあてて、小宿によめをおひ入たり。むこのやまでも、かくておひ行ことなり。柳田〔湯沢市〕に來けり。両書において、編者は「もり木」についての注解を示している。すなわち、『菅江眞澄遊覧記』1(一四二ページ)に、「もり木」は「守り木であろう。女が子どもを背負うとき尻へ木をあて、背負

う者は木の両端を持っていた。「北野天神縁起絵巻」にも見える。むこがねの守り木とは、婚礼のとき、婿が嫁を背負うに使用する棒のこと。婿でない人が背負ったときは、その人に餅と酒を礼にだす例であった」としている。

また、『菅江真澄全集』第一巻(二六四ページ)では、「毛利木」は「守り木であろう。女が子供を背負うとき尻へ木をあてて、背負う者は木の両端をもっていた。『北野天神縁起絵巻』にも見えて古い習俗である。羽後町付近では婚礼のとき婿が嫁を背負うとき守り木を用いたというのは、そうした習俗が特別の日の行事として残存したものであろう」と述べている。

なお、念のために付記しておきたいことがある。それは、私が右傍に(ママ)とした部分である。「女が子供を背負うとき」というのは、『北野天神縁起』では前掲の『絵巻物による日本常民生活絵引』にも「肌の子を負い、その上に着物を着ており」と説明している。さらに、宮本常一自身が『絵巻物に見る日本庶民生活誌』で、「女を背負う」の項にもいうように、「男が女を背負うとき」の棒(または刀)の話なのである。したがって、両書とも注解の私が傍記で(ママ)とした部分は「女や子供を背負うとき」とするか、または「男が女を背負うとき」というように訂正すべきであろう。

* *

以上、美保神社の祭礼の体系的原理の構造を究明したい意図のもとに、本稿では奉幣鉾の布(御鉾布)の問題を糸口に青柴垣神事のディテールを分析しようと、まず「しとうず」(シトジ)と「守り木」(負棒)とを焦点にして考察を試みてきた。

現在では、祭礼の基本的な構成要素からは前者は姿を消してしまつたし、名称さえも忘失してしまつたが、後者は当屋の小忌人を背負う道具として現用されているのである。しかし、毎年新しく木綿の白布を購入して、負棒の襷(緒)に供しているし、「守り木」という用語は忘れられ、もっぱら「負棒」と称している。さらには、負棒を年ごとに当屋が調製していた慣行も廃止され、現在は六年ほど前に美保神社が製作した桐材のものを、毎年神社から新当屋に貸し下げている。それは直径約七・五センチメートル、長さ約九一センチメートルの丸棒で、旧来のもの(約二尺)よりも長くなっている。その木口の一方に「宮」、他方には「神専用社務所」と墨書されている。

「守り木」(負棒)については、これまで見てきた『美保神社私祭詳解』の説明と『北野天神縁起』の絵、さらに『絵巻物に見る日本庶民生活誌』の解説と菅江真澄の日記「小野のふるさと」などを重ね合わせてみると、「守り木」のイメージは、かなり明確になってくる。

かつては、広く行なわれていた習俗と思われる「守り木」の使用が、江戸時代には晴れの日の行事、とくに特殊な婚姻習俗の儀礼として見ることもできたことがわかるが、宮本常一は前掲したように「守り木」を用いるような婚姻習俗の現存を確かめていないといっている。

『北野天神縁起』には、九州配流の菅原道真を見送る京師の群集の風姿情景に仮託して、鎌倉時代初期のごく一般的な風俗の一部がさりげなく、しかも巧みに表現されている。そこに描かれている習俗に明らかに脈絡する「守り木」(負棒)の習俗が、美保神社の祭

礼という極めて限定された「場」ではあるが、青柴垣神事の中に当屋行事（すなわち、氏子の祭祀伝承の部分）として生き続けていることは注目してよいと思う。過大視することは戒めなければならぬが、民俗学的、社会人類学的パルスパクティブからはもちろん、社会学的、社会史的に照射すべき事例であろうと思う。

レヴィ＝ストロースが神話に関して、「ひとつの民族、あるいは地理や歴史によってひとつのグループにまとめられたもろもろの民族の神話は、個々に切り離されたものとしては決して提示されません。調査する人間に提供される唯一の具体的な対象は、神話場の外装をまとっているわけです。ですから、その神話場の広がり、境界、そして内的構造がまず初めに規定される必要があるのです。それから、次に、平行して置かれた鏡に同じ像が反復して映るように、その神話場の中で繰り返し反射されるイメージが、少しずつ変化しながら多くの形態を生み出していく仕方を理解する必要があります。とはいえ、神話の場合、一つひとつの像に対して、シンメトリーの新たな法則が明らかになるような、そうした特性をもつ鏡である、とらうことです」(Paroles Donnees, 1984, Plon, année 1967-1968, L'Homme nu, 2. p.74. 中川雄一訳「講義をするレヴィ＝ストロース」、『現代思想』一三—四、昭和六十年四月、青土社、参照)と言ったことに倣えば、祭礼の「場」(champ)の広がり(étendue)、境界(limite)、内的構造(structure interne)の規定を経たコンタクストの中では、どんな道具も所作・文言もまたプロセスも、一つひとつの断片として別々に引き離すことのできない、全体としての部分である。

参考文献 (抄)

- (1) 野村五松 『美保神社私祭詳解原稿』、昭和十三年四月、松浦収所蔵、稿本。『原稿』と略記。松浦収は野村憲治(五松)の三男。
- (2) 野村憲治 『美保神社私祭詳解』、昭和十四年一月、美保神社所蔵、冊子本。『詳解』と略記。成稿は昭和十三年十月。
- (3) 和歌森太郎 『美保神社の研究』、昭和三十年九月、弘文堂、初版本。昭和五十年六月の国書刊行会の覆版本、昭和五十五年九月の弘文堂の著作集本(『和歌森太郎著作集3』)ともに、本文のページ建ても版型も初版本と同じであるので、本稿との比較照合のためには、いずれを利用して文献的に差し支えない。
- (4) 村武精一 「美保神社の頭組織と祭祀ノート」、昭和五十六年三月、坪井洋文編『祭祀的世界と村落——儀礼・司祭者・共同体——』所収、國學院大學日本文化研究所気付坪井洋文。
- (5) 村武精一 「和歌森博士の『美保神社の研究』再考——神社を通路としての協同体論——」、昭和五十六年十

(6) 村武精一
二月、『和歌森太郎著作集月報』11所収、弘文堂。
「コスモロジーとしての風土——集落の祭祀的世
界から——」、昭和五十九年三月、『人類科学』

36『日本の風土』所収、九学会連合。

(7) 村武精一
『祭祀空間の構造——社会人類学ノート——』、
昭和五十九年六月、東京大学出版会。

(8) 村武精一
「家のなかの女性原理」、昭和六十年二月、『家
と女性——暮しの文化史——』（『日本民俗文化
大系』10）所収、小学館。

(9) 村武精一
「集落の祭祀的世界と風土——島根半島・美保神
社の事例から——」、昭和六十年二月、九学会連
合日本の風土調査委員会編『日本の風土』所収、
弘文堂。

(10) 美保関
村役場
『美保神社神事式関係書類』、明治四十三年八
月〜大正五年四月、美保関村役場旧蔵。

(11) 美保神社
『慣行ノ特殊神事現況報告』、大正七年十月、美
保神社。『大正七』と略記。

(12) 美保神社
『國幣中社美保神社特殊神事報告』、大正十三年
十一月、美保神社。『大正十三』と略記。

(13) 神祇院
『官國幣社特殊神事調』四、昭和十六年九月、神
祇院。『神事調』と略記。

(14) 神祇院
『官國幣社特殊神事總覽』、昭和四十七年九月、
国書刊行会、(13)の復刊本。

(15) 原田敏明
監修
『日本祭祀行事集成』第四卷、昭和四十六年四月、

平凡社。A「寛文十庚戌改帳御祭礼年中行事」・

B「美保神社目録年中行事」・C「美保神社旧
改記抄」が収録されている。『集成』・「A」の
ように略記。なお、A・B・Cともに古文書復刻

の技術面の不備に加えて、誤読・誤植と明らかに
判断できる箇所があるけれど、現在までのところ
確かめる状況がないので、横山直材宮司の御教示
を参考におきたい。

「『美保神社の研究』のテキスト・クリティケー
― 出雲美保関の祭祀構造の社会的検証のために―」、
昭和五十八年十二月、『島根大学法文学部文学科
紀要』第六号一、島根大学法文学部。

「美保神社の未公開資料について」、昭和六十年
三月、『山陰地域研究（伝統文化）』第一号、島
根大学山陰地域研究総合センター。

「神社の社会統合機能にかんする研究」、昭和六
十年三月、文部省科学研究費補助金（一般研究B）
研究成果報告書、研究代表者・原 宏。

「正月にことよせて」、昭和五十八年十二月一日、
『美保』復刊第一五号、美保神社社務所。

「明治改暦と美保神社」、昭和五十九年三月一日、
『美保』復刊第一六号、美保神社社務所。

「シトジ考」、昭和五十九年十月二十日、『美保』
復刊第一七号、美保神社社務所。

(22) 原宏 「守り木」、昭和六十年三月一日、『美保』復刊

第一九号、美保神社社務所。

補記

出典 用例

扣覺 とうしら

A とうしろ

C 頭知トウシロ

大正五 當爲知

大正七 當爲知タラジリ

大正十三 當爲知タラジリ

知ノ使ヲ享ケル

神事調

原稿

詳解

當爲知 <small>タラジリ</small>	當爲知 <small>タラジリ</small>	當爲知ノ男	當爲知ノ使者
當知 <small>たじや</small>	タシヤ	タシヤ〔當知り〕	たしや
當知	當知り	當知 <small>たじや</small>	當知り

付記

- (一) 本稿は、文部省科学研究費補助金（一般研究B、課題番号五七四五〇〇一八、「神社の社会統合機能にかんする研究」、研究代表者 原宏、昭和57〜59年度）によって行なつた研究の一部として報告するものである。
- (二) 記述にあたっては、敬称を省略し、参考文献掲載も一部にとどめたことをお詫びする。

(三) 「頭」、「当」の用字は、近世においては社家文書、氏子側の

資料のいづれにも両方混用されている。現在は旧「一年神主」（「二ノ宮神主」）に相当する役前の人が、神社から「頭人を命ずる」という辞令を交付される例を除けば、神社・氏子ともに原則として「当」を採用しているので、本稿ではあえて「当」を用いた。

(四) 私が「現在」、「現行」と記しているのは、直接には昭和五十六年以降、執筆時点を含めての文字どおりの現在である。

(五) 引用文中の（ ）は〔 〕に変え、（ ）は原宏の注記を示した。

(六) 美保神社の横山直材宮司・横山宏充祢宜・藍田奨剛祢宜・市後崎長昭権祢宜をはじめ職員の方々、上官・進官の方々、とくに世話人の清水穰・赤松良雄・本井新吉・松浦収、副世話人の小松久寿夫・越前定夫・宮本義夫の皆さん、年々の頭人・当屋の方々には、長年にわたる御厚意を深く感謝している。

（一九八五年二月二日稿）